

第 2 回 代 議 員 会 議 案 書

【日 時】 2006年3月12日（日） 12時45分～14時45分

【場 所】 全共連ビル別館コンベンションホール（東京都千代田区平河町2-15-10）

社団法人日本精神保健福祉士協会

<http://www.japsw.or.jp/>

次 第

○開 会

○会長挨拶

○議長選任

○議 案

第1号議案 2005年度収支予算の補正に関する件

第2号議案 2006年度事業計画及び収支予算に関する件

第3号議案 「常任理事及び常任理事会に関する規則」の一部改正に関する件

第4号議案 2006年度及び2007年度役員の選任に関する件

第5号議案 その他

○議事録署名人選任

○議長解任

○閉 会

も く じ

(頁)

○第1号議案 2005年度収支予算の補正に関する件

- ・2005年度収支補正予算書(案) 2

○第2号議案 2006年度事業計画及び収支予算に関する件

- ・2006年度事業計画(案) 7
- ・2006年度収支予算書(案) 15

○第3号議案 「常任理事及び常任理事会に関する規則」の一部改正に関する件

- ・「常任理事及び常任理事会に関する規則」の一部改正について 20

○第4号議案 2006年度及び2007年度役員の選任に関する件

- ・【参考】2006年度及び2007年度役員の
選出に係る選挙管理委員会について 21

○第5号議案 その他

<資料>

- ・定款 23
- ・代議員選出規則〔施行規則第6号〕 32
- ・代議員及び代議員会に関する規則〔施行規則第7号〕 34
- ・役員選出規則〔施行規則第8号〕 36
- ・役職者の互選に関する規程〔規程第23号〕 39

【第1号議案】2005年度収支予算の補正に関する件

2005年度収支補正予算書（案）

＜総 括 表＞

自：2005年4月1日 至：2006年3月31日

科 目	合 計	一般会計	特別会計
収入の部			
入会金収入			
入会金収入	3,870,000	3,870,000	
会費収入	71,401,000	71,401,000	0
構成員会費収入	71,400,000	71,400,000	
賛助会員会費収入	1,000	1,000	
事業収入	44,425,000	21,450,000	22,975,000
研修事業収入	8,000,000	8,000,000	
大会学会開催収入	10,000,000	10,000,000	
機関誌購読料収入	1,900,000	1,900,000	
広告収入	800,000	800,000	
書籍販売収入	250,000	250,000	
手数料収入	500,000	500,000	
模擬試験収入	20,475,000		20,475,000
資料販売収入	1,000,000		1,000,000
印税原稿料収入	1,500,000		1,500,000
補助金収入			
補助金収入	1,000	1,000	
助成金収入			
助成金収入	1,000	1,000	
寄付金収入			
寄付金収入	100,000	100,000	
雑収入	305,000	203,000	102,000
受取利息	5,000	3,000	2,000
雑収入	300,000	200,000	100,000
繰入金収入			
特別会計繰入金収入	3,500,000	3,500,000	
当期収入合計(A)	123,603,000	100,526,000	23,077,000
前期繰越収支差額	38,929,440	34,826,752	4,102,688
収入合計(B)	162,532,440	135,352,752	27,179,688
支出の部			
事業費	84,135,750	69,899,500	14,236,250
給与手当	11,600,000	10,500,000	1,100,000
法定福利費	1,160,000	1,050,000	110,000
福利厚生費	173,750	157,500	16,250
旅費交通費	900,000	720,000	180,000
通信運搬費	1,200,000	960,000	240,000
什器備品費	750,000	600,000	150,000
印刷製本費	975,000	750,000	225,000
家賃	2,025,000	1,620,000	405,000
水道光熱費	225,000	180,000	45,000
消耗品費	850,000	660,000	190,000
リース料	1,150,000	900,000	250,000
雑費	275,000	200,000	75,000
権利擁護事業費	3,500,000	3,500,000	
研修事業費	4,500,000	4,500,000	
大会学会準備費	1,000,000	1,000,000	
大会学会開催費	9,800,000	9,800,000	
広報出版費	16,000,000	16,000,000	

普及啓発活動費	1,400,000	1,400,000	
調査研究費	1,500,000	1,500,000	
委員会開催費	4,500,000	4,500,000	
渉外費	1,200,000	1,200,000	
国際活動費	1,000,000	1,000,000	
組織費	1,000,000	1,000,000	
支部活動協力費	6,200,000	6,200,000	
補助金事業費	1,000	1,000	
助成金事業費	1,000	1,000	
模擬試験費	11,250,000		11,250,000
管理費	28,367,310	24,296,548	4,070,762
給与手当	11,500,000	9,780,000	1,720,000
法定福利費	1,150,000	978,000	172,000
福利厚生費	76,250	67,500	8,750
旅費交通費	365,000	290,000	75,000
通信運搬費	520,000	420,000	100,000
什器備品費	250,000	200,000	50,000
印刷製本費	375,000	300,000	75,000
家賃	675,000	540,000	135,000
水道光熱費	75,000	60,000	15,000
消耗品費	280,000	220,000	60,000
リース料	385,000	300,000	85,000
保守料	300,000	300,000	
システム費	440,000	440,000	
外注費	250,000	200,000	50,000
雑費	125,000	100,000	25,000
支払手数料	1,000,000	800,000	200,000
租税公課	60	48	12
理事会開催費	4,600,000	4,600,000	
総会開催費	3,000,000	3,000,000	
選挙管理費	1,500,000	1,500,000	
法人税等	1,000,000		1,000,000
消費税等	500,000	200,000	300,000
徴収不能額	1,000	1,000	
敷金・保証金支出			
保証金支出	100,000	100,000	
繰入金支出			
一般会計繰入金支出	3,500,000		3,500,000
引当金支出			
職員退職給与引当金支出	1,500,000	1,200,000	300,000
予備費			
予備費	6,000,000	5,000,000	1,000,000
当期支出合計(C)	123,603,060	100,496,048	23,107,012
当期収支差額(A)-(C)	△ 60	29,952	△ 30,012
次期繰越収支差額(B)-(C)	38,929,380	34,856,704	4,072,676

<一般会計>

I 収入の部

(単位:円)

区 分		予 算 額	補正予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
人会金収入					
	人会金収入	3,000,000	3,870,000	△ 870,000	@5,000円×774人
会費収入		75,100,000	71,401,000	3,699,000	
	構成員会費収入	75,000,000	71,400,000	3,600,000	@15,000円×4,760人
	賛助会員会費収入	100,000	1,000	99,000	
事業収入		19,800,000	21,450,000	△ 1,650,000	
	研修事業収入	8,000,000	8,000,000	0	
	大会学会開催収入	9,000,000	10,000,000	△ 1,000,000	第41回全国大会・第4回学会
	機関誌購読料収入	1,000,000	1,900,000	△ 900,000	
	広告収入	800,000	800,000	0	
	書籍販売収入	500,000	250,000	250,000	
	手数料収入	500,000	500,000	0	
補助金収入					
	補助金収入	1,000	1,000	0	
助成金収入					
	助成金収入	1,000	1,000	0	
寄付金収入					
	寄付金収入	100,000	100,000	0	
雑収入		203,000	203,000	0	
	受取利息	3,000	3,000	0	
	雑収入	200,000	200,000	0	
繰入金収入					
	特別会計繰入金収入	3,000,000	3,500,000	△ 500,000	
当期収入合計(A)		101,205,000	100,526,000	679,000	
前期繰越収支差額		34,826,752	34,826,752	0	
収 入 合 計(B)		136,031,752	135,352,752	679,000	

Ⅱ 支出の部

(単位:円)

区 分		予 算 額	補正予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
事業費		68,749,500	69,899,500	△ 1,150,000	
	給与手当	10,500,000	10,500,000	0	
	法定福利費	1,050,000	1,050,000	0	
	福利厚生費	157,500	157,500	0	
	旅費交通費	720,000	720,000	0	
	通信運搬費	960,000	960,000	0	
	什器備品費	600,000	600,000	0	
	印刷製本費	900,000	750,000	150,000	
	家賃	1,620,000	1,620,000	0	
	水道光熱費	180,000	180,000	0	
	消耗品費	360,000	660,000	△ 300,000	
	リース料	900,000	900,000	0	
	雑費	300,000	200,000	100,000	
	権利擁護事業費	2,000,000	3,500,000	△ 1,500,000	障害者ケアマネジメント従事者研修事業費振替
	研修事業費	6,000,000	4,500,000	1,500,000	
	大会学会準備費	1,000,000	1,000,000	0	第42回全国大会・第5回学会
	大会学会開催費	9,000,000	9,800,000	△ 800,000	第41回全国大会・第4回学会
	広報出版費	16,000,000	16,000,000	0	
	普及啓発活動費	1,000,000	1,400,000	△ 400,000	障害者自立支援法に関するシンポジウム開催等
	調査研究費	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	精神保健福祉士実習調査報告書印刷等
	委員会開催費	4,000,000	4,500,000	△ 500,000	
	渉外費	1,000,000	1,200,000	△ 200,000	
	国際活動費	1,000,000	1,000,000	0	
	組織費	1,000,000	1,000,000	0	
	支部活動協力費	7,500,000	6,200,000	1,300,000	取扱細則算出基準
	補助金事業費	1,000	1,000	0	
	助成金事業費	1,000	1,000	0	
管理費		26,046,548	24,296,548	1,750,000	
	給与手当	9,780,000	9,780,000	0	
	法定福利費	978,000	978,000	0	
	福利厚生費	67,500	67,500	0	
	旅費交通費	240,000	290,000	△ 50,000	
	通信運搬費	320,000	420,000	△ 100,000	
	什器備品費	200,000	200,000	0	
	印刷製本費	300,000	300,000	0	
	家賃	540,000	540,000	0	
	水道光熱費	60,000	60,000	0	
	消耗品費	120,000	220,000	△ 100,000	
	リース料	300,000	300,000	0	
	保守料	300,000	300,000	0	
	システム費	140,000	440,000	△ 300,000	会員管理システム移行作業
	外注費	100,000	200,000	△ 100,000	事務局レイアウト変更作業
	雑費	100,000	100,000	0	
	支払手数料	800,000	800,000	0	
	租税公課	48	48	0	
	理事会開催費	5,000,000	4,600,000	400,000	
	総会開催費	3,500,000	3,000,000	500,000	
	選挙管理費	3,000,000	1,500,000	1,500,000	選挙管理委員会及びブロック説明会開催等
	消費税等	200,000	200,000	0	
	徴収不能額	1,000	1,000	0	
敷金・保証金支出					
	保証金支出	100,000	100,000	0	
引当金支出					
	職員退職給与引当金支出	1,200,000	1,200,000	0	
予備費					
	予備費	5,000,000	5,000,000	0	
当期支出合計(C)		101,096,048	100,496,048	600,000	
当期収支差額(A)-(C)		108,952	29,952	79,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)		34,935,704	34,856,704	79,000	

＜特別会計＞

I 収入の部

(単位:円)

区 分		予 算 額	補正予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
事業収入		22,975,000	22,975,000	0	
	模擬試験収入	20,475,000	20,475,000	0	
	資料販売収入	1,000,000	1,000,000	0	
	印税原稿料収入	1,500,000	1,500,000	0	
雑収入		102,000	102,000	0	
	受取利息	2,000	2,000	0	
	雑収入	100,000	100,000	0	
当期収入合計(A)		23,077,000	23,077,000	0	
前期繰越収支差額		4,102,688	4,102,688	0	
収 入 合 計(B)		27,179,688	27,179,688	0	

II 支出の部

(単位:円)

区 分		予 算 額	補正予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
事業費		14,361,250	14,236,250	125,000	
	給与手当	1,100,000	1,100,000	0	
	法定福利費	110,000	110,000	0	
	福利厚生費	16,250	16,250	0	
	旅費交通費	180,000	180,000	0	
	通信運搬費	240,000	240,000	0	
	什器備品費	150,000	150,000	0	
	印刷製本費	225,000	225,000	0	
	家賃	405,000	405,000	0	
	水道光熱費	45,000	45,000	0	
	消耗品費	90,000	190,000	△ 100,000	
	リース料	225,000	250,000	△ 25,000	
	雑費	75,000	75,000	0	
	模擬試験費	11,500,000	11,250,000	250,000	
管理費		3,945,762	4,070,762	△ 125,000	
	給与手当	1,720,000	1,720,000	0	
	法定福利費	172,000	172,000	0	
	福利厚生費	8,750	8,750	0	
	旅費交通費	60,000	75,000	△ 15,000	
	通信運搬費	80,000	100,000	△ 20,000	
	什器備品費	50,000	50,000	0	
	印刷製本費	75,000	75,000	0	
	家賃	135,000	135,000	0	
	水道光熱費	15,000	15,000	0	
	消耗品費	30,000	60,000	△ 30,000	
	リース料	75,000	85,000	△ 10,000	
	外注費	0	50,000	△ 50,000	<新目>事務局レイアウト変更作業
	雑費	25,000	25,000	0	
	支払手数料	200,000	200,000	0	
	租税公課	12	12	0	
	法人税等	1,000,000	1,000,000	0	
	消費税等	300,000	300,000	0	
繰入金支出					
	一般会計繰入金支出	3,000,000	3,500,000	△ 500,000	
引当金支出					
	職員退職給与引当金支出	300,000	300,000	0	
予備費					
	予備費	1,000,000	1,000,000	0	
当期支出合計(C)		22,607,012	23,107,012	△ 500,000	
当期収支差額(A)-(C)		469,988	△ 30,012	500,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)		4,572,676	4,072,676	500,000	

【第2号議案】2006年度事業計画及び収支予算に関する件

2006年度事業計画（案）

（自：2006年4月1日 至：2007年3月31日）

事業方針

＜社会福祉における精神保健福祉の現状―社会福祉基礎構造改革から障害者自立支援法に至るまで―＞

わが国の社会保障制度は、比較的若い人口構造と高い経済成長率を前提として構築されてきたが、少子・高齢化の進展や経済の低成長期への移行、国家財政状況の深刻化、都市化、核家族化やこれらに伴う扶養意識の変化等により転換期を迎え、1990年代後半から「社会保障構造改革」として、社会保障各制度の再編、全体の効率化、公私の役割分担のあり方、利用者本位の仕組みの構築等がめざされることとなった。その主要な柱が、介護（介護保険制度創設）、医療（医療保険及び医療制度改革）、年金（年金制度改革）、社会福祉であるが、社会福祉分野における改革として1998年に社会福祉基礎構造改革が公表された。

社会福祉基礎構造改革は、その財政基盤を見直すものとして、1995年から地方分権改革推進会議において検討されてきた三位一体改革が福祉制度に関しても検討され導入されたのである。すでにこうした流れを受けて、1994年に厚生省の高齢社会福祉ビジョン懇談会が「21世紀の福祉ビジョン―少子・高齢社会に向けて」を公表し、日本の福祉医療予算の年金・医療・福祉の割合を「5：4：1」から「5：3：2」へ転換するべきであるとの結論を出している。そして、1995年には「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略～」が策定されるなど、精神保健・医療・福祉施策を巡る改革も急速に進行してきた。

1999年に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）により、2002年度から市町村等において「精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム）」が実施されることとなり、地域におけるソーシャルサービスの必要性から、精神科医療の改革や社会復帰施設等の整備が促進された。高齢者・障害者の権利擁護の視点からは、1999年の成年後見制度の創設（民法改正）や地域福祉権利擁護事業の開始がみられた。2000年施行の社会福祉法においては民間活力導入の促進が目論まれ、社会福祉施設も措置制度から利用契約制度へと転換された。

一方、1973年の衆議院法務委員会刑法改正に関する小委員会では、法務省提案による「保安処分制度新設」が審議されたが、精神障害者の人権も守られていない現状では国民全体の人権を犯しかねないとして国会への提案には至らなかった。しかし、2001年に起きた池田小学校事件を契機に、再度、厚生労働省と共同提案の形で「重大な犯罪をした精神障害者の社会復帰を促進することを目的」として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案」が国会に上程され、賛否両論の中、2003年7月に成立した（平成15年法律第119号）。この国会審議において、日本の精神保健・医療・福祉施策を国際比較すると、人口は世界の2%であるにもかかわらず、精神科病床は15%、在院日数は331日（諸外国26か国の中で100日を超えるのは日本だけ）＜OECD1996年 mental health data＞と極めて貧困であることが審議的となり、日本の精神科病床を72,000床削減する他、先進諸国並みのレベルアップを約束する政府答弁が幾度もなされた。そして2002年12月に厚生労働大臣を本部長とする精神保健福祉対策本部が設置され、2004年9月に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が公表された。「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革を進めるため、その中間報告に基づく三検討会の最終まとめ（2004年）を踏まえ、1）国民の理解の深化、2）精神医療の改革、3）地域生活支援の強化を今後10年間で進めるとしたものである。当初は精神保健福祉法の改正において、これらの改革がどのように成文化されるかが焦点かと思われた。しかし、広範な施策群の実施につなげることが検討され、2004年10月に開催された社会保障審議会障害者部会に「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が提示された。

その後、介護保険法の改正に向けた議論において、被保険者及び制度対象者の拡大を目途に、障害保健福祉制度との統合論が浮上し見送られた後、障害者自立支援給付法案が検討され、最終的に障害者自立支援法案として2005年2月10日に国会上程された。衆議院の解散による廃案も経て、同年10月に法律第

123 号として成立し同年 11 月に公布、2006 年 4 月及び 10 月施行となったことは周知のことである。

＜障害者自立支援法をはじめとする障害保健・医療・福祉の状況への本協会及び構成員の社会的役割＞

障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）は、日本の障害保健福祉政策における一大ターニングポイントを作ることになる。自立支援法は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法等の各法律から、社会福祉に関する条項を「附則」という形で改正した部分が多い。社会保障費の枠を縮め、福祉財源を社会保険化しようとする政策は、本年 3 月 6 日に開催された「第 1 回介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」において再び検討が始まった。障害福祉施策の近未来図における財源論に必ずやリンクし、またその施策の内容も介護保険制度との統合論が確実に becoming するのは必須の情勢である。

障害福祉サービスの財源は税方式か保険方式かといった本質的課題への取り組みとしては、多くの研究者との協働により、国民的関心を高めなければならない。また、実践者としての我々に課せられた個別現実的課題は、何よりも法制度の改正にかかわらず、精神障害者の生活支援の現場は日々目前で展開しており、現状を後退させてはならないということに尽きる。このため法制度を熟知するとともに本質的課題に取り組みつつ、精神障害者の生活支援における日々の実践を継続しなければならない。

自立支援法では、市町村毎に「障害福祉計画」を作成することが義務付けられることになった。身体障害者、知的障害者と並んで地域で精神障害者福祉制度が整備されることが期待される。しかし、多くの市町村では、これまで精神障害者福祉は国や都道府県が実施主体であるとして、精神保健福祉の専門職をほとんど採用していない。これを契機に精神保健福祉士が積極的に市町村と話し合いを重ね、体制整備の一翼を担う必要がある。

自立支援法の成立により、精神保健福祉法が改正された。精神保健福祉法第 32 条の「通院医療費公費負担制度」は、医療関係予算において大きなウエイトを占めていたが、「自立支援医療」への制度変更によって、医療関係予算から福祉関係予算に項目が変更されている。介護保険制度同様に、原則 10% の定率自己負担となったことにより、1965 年に「通院患者の服薬継続を容易にする」目的で創設された「通院医療費公費負担制度」の主旨が意味を持たなくなると懸念されている。精神保健福祉法の改正では一部指定医の責務変更もあり、現状の後退とならないかの危惧ももたれる。また、72,000 床の精神科病床を削減する計画も、退院した精神障害者が自立支援法に示された、病院等の敷地内に認められた地域移行型ホームや福祉ホーム B 型と病院間で入退院を繰り返すのでは意味がない。「移行」というだけの居住資源を街中に整備していく必要があるとすれば、我々の地域資源作りへの働きかけはより強力に推し進めなくてはならない。これらのことを注意深く見守り、街で主体的に暮らす精神障害者が増えなければ、その社会参加は果たされないという、当然の原則にたつて精神科病院への入院者の退院促進は、病院及び地域に職場を持つ精神保健福祉士の協働作業として引き続き行うべき命題である。それは同時に精神科医療の一般医療への統合を目途とした良質な医療体制の整備課題とも連動し、ここにも精神保健福祉士の果たすべき課題がある。

また、自立支援法では障害程度区分認定システムが導入された。障害福祉サービス提供システムは 3 障害一元化となるが、障害特性は独自のものも少なくない。全国均一のシステム化によりマニュアル化された生活支援になることは防がなくてはならない。法制度は原則的な基準を示すものであるが、個別対象者の社会的復権と福祉の向上への視点を失うことにより、重大な人権侵害に繋がりがかねないことを心に銘記し自立支援法の具体的運用に臨まなければならない。

自立支援法は、障害者施策の一部分である障害保健福祉施策に関する法制度である。視野を広く転じれば国際連合（以下「国連」という。）における「障害者権利条約」の策定作業が大詰めを迎えている。国連において条約が制定され、日本が批准すれば、多くの障害者施策が「権利」の視点から点検を迫られる。また、精神障害者の権利擁護の推進という観点から、本協会の成年後見制度への関与に対する社会的要請も高まっているところである。「障害者の権利の実現」ということにしっかり目を向けていく必要がある。

2005 年 7 月に公布された改正障害者雇用促進法では、すでに雇用されている精神障害者も雇用率の対象

に組み込まれたが、雇用義務化の対象とはならなかった。また、精神保健福祉手帳所持者が対象条件であるために厚生労働省は「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」を作成公表した。職種や職場環境などのあり方の検討をはじめ、精神障害者の雇用拡大や雇用施策の整備はますます求められる課題であり、継続した働きかけや関与が必要である。雇用労働者に広がる精神疾患罹患者の増加や自殺者増加とも関連し産業メンタルヘルスも見逃せない社会問題である。

虐待死する児童数の増加が止まらない中、2005年の改正児童虐待防止法施行に続いて、2006年から高齢者虐待防止・介護者支援法も施行される。少子高齢化社会及びニートの増加を含む思春期、引きこもり、不登校また高齢者の自殺増加などの現代的な社会問題にも精神保健福祉士として高い関心を向けていくことが求められている。具体的にはスクールソーシャルワーカーの設置などの働きかけが考えられるが、主管が文部科学省に及ぶことでもあり、省庁を横断したメンタルヘルス（精神保健福祉）課題への対応にどのように働きかけるのかの視点と姿勢も同時に問われていく。また今まで余り表面化しなかった犯罪被害者支援もメンタルヘルスのソーシャルワークとして重要な課題である。

＜本協会の組織の現状と課題及び今後の方向性＞

本協会は、社団法人設立後約2年が経過し、精神保健福祉士法の成立から9年を迎える中で、構成員も若年化してきた。精神障害者の社会的復権と福祉の向上をめざす活動の展開のために、国家資格化や公益法人化を組織課題として取り組んできたのだが、そうした実践的運動的取り組みと、現在でも起こりうる「Y問題」から本協会が学んだ教訓等の経緯に関して、研修事業を通じて構成員に伝え、また精神保健福祉士が直面している課題解決に向けた知識や倫理、価値といった専門性も伝えていかなければならない。

今通常国会には公益法人制度改革のための法律案が提出される予定である。今より公益性のある事業を民主的な運営で行う必要がある。そのためには、先ず全国組織としての確固たる仕組みをつくりあげなければならない。この間の都道府県単位の支部設立に向けた都道府県組織や構成員の取り組みに感謝するとともに、今後障害保健福祉施策に求められる地域ごとの施策制度や福祉計画の整備に向けて、情報の共有や相互交流をもとに本協会と支部との緊密な連携、そして各都道府県協会との協力体制をますます深め事業運営に臨みたい。

国内の精神保健医療福祉に関係する多くの団体や、他障害分野に関係する多団体との連携協力による研修や取り組みなどもますます求められている。また、国内にとどまらず、国際的にも国際ソーシャルワーカー連盟の活動に参画するとともに、この2年間は日本国組織の窓口である社会福祉専門職団体協議会の事務局を担ってきた。これからは、日本の社会福祉だけでなくアジアや欧米の社会福祉にも直接学び経験を交流しあう時代が来ている。

本協会は、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会の時代から営々と続く実践者の団体である。この実践の経験を生かすためにも本協会は体系的な研修制度を持ち構成員すべてに研修の機会を提供することをめざしている。都道府県協会や支部との連携協力のもとに体制整備の早期実現を図っていかなくてはならない。

また、今後、より高度な専門性の確立が求められており、資格者養成教育や実践現場との有機的なつながりを確認しつつ、現在の協会内学会のあり方に関する検討を進め、役割分担を明確にした学術的団体の独立分離化の準備に臨むことも必要な時期に入った。

課題は山積しているが、一歩ずつ着実な歩みを積み重ねるためにも構成員一同が力を発揮していけるように協会としての責任を果たしたいと考える。

以上を踏まえ、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に基づき、次の事業に取り組むこととする。

1. 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業

1) 「権利擁護に関するシンポジウム」の開催

精神保健福祉士が精神保健福祉の援助を必要とする者を主体とした地域生活支援を行えるよう、精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護を主テーマとしたシンポジウムを開催する。

2) 「権利マニュアル」(仮称)の作成(独立行政法人福祉医療機構申請事業)

精神障害者の地域生活支援に必要な情報・知識、生活の現状と権利擁護に関する活動事例、課題等をまとめ、広く市民、障害当事者、家族、支援者等への意識啓発を促すとともに、実際の生活に役立ち、かつ、支援ツールとして活用できるマニュアルを作成する。

3) 生活支援における法律上の権利に関する公開事例検討の実施

障害者の生活支援における法律上の権利問題について、基本的な知識の供与とその対処法に関する公開事例検討を実施する(第42回社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会・第5回日本精神保健福祉学会における自主企画との共同事業)。

2. 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

1) 研修事業の体系化の推進

構成員の自己研鑽の継続性を確保するため、「生涯研修制度基本要綱」(仮称)を定め、当該要綱に基づいた研修事業の体系化を図る。

2) 研修事業の実施

「生涯研修制度基本要綱」(仮称)との整合性等を図りながら、従来実施している実務経験年数等に応じた段階的な研修事業を継続し、構成員等の職務に関する知識及び技術の向上を図る。

①基礎コース研修(2回)

②研鑽コース研修(1回)

③認定スーパーバイザー養成研修(基礎編・応用編各1回)

④実習指導者養成研修(1回)

⑤ケアマネジメント研修(1回)

3) 新入正会員へのオリエンテーション資料の作成及び配布

新入正会員間における本協会の歴史や精神保健福祉士の職務に必要な基本的な知識や情報の共有を図るため、オリエンテーションを目的とした資料を作成し、配布する。

3. 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業

1) 倫理に関する体制の整備

倫理委員会規程に基づき、本協会の組織において独立した立場で活動する「倫理委員会」を設置し、倫理綱領に基づいた構成員の倫理及び資質の向上に資する体制を整備する。

2) 「日本精神保健福祉学会」のあり方に関する検討

構成員をはじめ精神保健福祉関係者の精神保健福祉に関する学術研究の更なる振興を図るため、「日本精神保健福祉学会のあり方に関する検討委員会」(仮称)を設置し、本協会との組織区分を含めた今後の学会のあり方を検討等する。

3) 「精神保健福祉士業務指針」(仮称)の作成

日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会が策定した「精神科ソーシャルワーカー業務指針」を基礎として、今日的課題を踏まえ、国家資格である精神保健福祉士に関する業務指針を策定する。

4) 「第42回社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会」の開催

構成員をはじめとした精神保健福祉士の資質向上と相互交流、本協会の適正運営等を目的に、次の日程等で開催する。

(日 程) 2006年6月9日(金)、10日(土) ※8日(木)に自主企画を開催

(会 場) 名古屋国際会議場(愛知県名古屋市)

5) 「第5回日本精神保健福祉学会」の開催

構成員をはじめとした精神保健福祉士の研鑽を積み、資質向上を図ることを目的に、「第42回社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会」との合同企画により、次の日程等で開催する。

(日 程) 2006年6月9日(金)、10日(土)

(会 場) 名古屋国際会議場 (愛知県名古屋市)

6) 機関誌「精神保健福祉」の発行

構成員をはじめ精神保健福祉分野に関係する団体、個人等に対して、精神保健福祉に関する様々な情報提供を行うとともに、精神保健福祉をめぐる状況を踏まえた精神保健福祉士の課題を明確化し、構成員をはじめ精神保健福祉士の日常実践の指針となりうる素材を提供するため、年4回(6、9、12、3月)発行する。

7) 構成員誌「PSW通信」の発行

構成員への協会活動の広報普及や誌面を通じた情報交換・相互交流の促進を図るため、年6回(5、7、9、11、1、3月)発行する。

8) 関係資料の配布等

新たな制度施策に関係する情報共有や理解促進を図るため、各種資料を適宜、支部、代議員、役員及び構成員に配布等する。

4. 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業

1) 精神保健福祉士の資格制度のあり方に関する検討

新たな制度施策における精神保健福祉士の資格制度の充実発展を図るため、「精神保健福祉士の資格制度のあり方に関する検討委員会」(仮称)を設置し、今後の精神保健福祉士の資格制度のあり方を検討等する。

2) 精神保健福祉士の資格及び業務等の普及啓発

精神保健福祉士の資格や業務等を広く普及啓発するため、精神保健福祉士に関するパンフレットを作成し、配布等する。

また、精神保健福祉の現状や課題を広く普及啓発するため、精神保健福祉に関する普及啓発を目的とした資料を作成し、配布等する。

3) 精神保健福祉士及び精神保健福祉に関する情報を掲載したホームページの運営

国民や構成員をはじめ精神保健福祉分野に関係する団体、個人等に対して、本協会活動や精神保健福祉士及び精神保健福祉に係る様々な情報提供を迅速に行うため、ホームページによるインターネット配信を行う。

4) 精神保健福祉士に関する書籍等の出版編集

各種委員会等における調査研究報告書等の出版編集を行う。

5. 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業

1) 各種委員会等の設置(参考1「2006年度における部及び委員会体制」)

精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究等を行うため、各種委員会等を設置する。

2) 精神保健福祉等に関する関係機関・団体が行う調査研究への協力

精神保健福祉等に関する関係機関・団体が行う調査研究や事業活動について、その求めに応じて積極的に役員等の派遣や情報提供に協力し、国民の精神保健医療福祉の向上等に努める。

6. 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関する事業

1) 国内の社会福祉に係る関係団体との連携

財団法人社会福祉振興・試験センター、社会福祉専門職団体協議会、ソーシャルケアサービス従事者研究協議会、日本障害者協議会、社団法人日本精神保健福祉連盟、日本精神保健福祉士養成校協会、精神保健従事者団体懇談会等の事業及び活動に参加し、連携を図る。

なお、次の2団体については、本協会が事務局を担当し、その運営を支援する。

<事務局>社会福祉専門職団体協議会、精神保健従事者団体懇談会

2) 国際ソーシャルワーカー連盟(International Federation of Social Workers: IFSW)への加盟及

び国際会議への参加

＜総会及び国際会議＞

（日 程）総 会：2006 年 7 月 27 日（水）～29 日（土）

国際会議：2006 年 7 月 30 日（日）～8 月 3 日（木）

（会 場）ミュンヘン国際会議場（ドイツ）

（出席予定者）会長、国際部国際委員長他

3) その他関係団体との連携等

精神保健福祉分野をはじめ福祉・医療・保健関係団体との連携を深め、情報の共有等を図る。

7. その他の事業

1) 正会員の入会促進及び組織率の向上

本協会の目的に賛同して入会する正会員の入会促進に努め、組織率の向上を図る。

2) 賛助会員の入会促進

本協会の事業を賛助するために入会する賛助会員（個人又は団体）の入会促進に努める。

3) 事務局体制の強化及び組織運営体制の整備拡充

職員増員による事務局体制の強化を図る。また、民主的・効率的な組織運営を図るため、各種規則・規程等の整備拡充を図る。

4) 支部組織の設置及び連携の推進

47 都道府県に支部組織を設置し、全国的な事業展開等における連携の推進を図る。また、ブロック単位（8 ブロック）での理事及び代議員による会議を開催し、ブロック単位における理事及び代議員、支部間の連携の推進を図る。

5) 「第 7 回精神保健福祉士全国統一模擬試験」の開催

精神保健福祉士の資格取得をめざす者を対象に、都道府県精神保健福祉士協会や精神保健福祉士養成施設等と連携して全国的な模擬試験を開催する。

6) 「第 9 回精神保健福祉士国家試験」（専門 5 科目）に係る解答速報の作成

第 9 回精神保健福祉士国家試験終了後、本協会として専門 5 科目に関する独自の解答を作成し、ホームページに掲載する。

7) 精神保健福祉士養成に関する書籍等の出版編集等

国家試験対策等の精神保健福祉士養成に関する書籍等の出版編集等を行う。

【参考 1】2006 年度における部及び委員会体制

1) 「部及び委員会の設置運営に関する規程」に基づくもの

部	委 員 会	活 動 概 要	備 考
企画部	政策委員会	政策動向を踏まえた精神保健福祉医療施策への提言活動等	
	権利擁護委員会	権利擁護事業の実施にむけた検討及び「権利擁護に関するシンポジウム」の開催、「権利マニュアル」の作成等	
	ケアマネジメント委員会	ケアマネジメントのあり方に関する検討及びケアマネジメント研修の開催等	
	生涯研修制度検討委員会	生涯研修制度の創設と研修事業の体系化の推進等	

精神保健福祉部	精神医療委員会	退院促進支援事業評価等の調査報告、障害者自立支援法における自立支援医療に関する調査等	
	精神保健福祉委員会	精神保健福祉士の視点に関する検証と点検ツールの策定、障害者自立支援法における障害福祉サービス等の施行状況に関する調査等	
医療福祉経済部	業務検討委員会	精神保健福祉士業務に係る調査研究等	
	診療報酬委員会	2008 年診療報酬改定にむけた精神科医療機関における精神保健福祉士の相談援助業務の適正評価に係る要望活動等	
広報出版部	機関誌編集委員会	機関誌「精神保健福祉」の企画編集発行及び機関誌の在り方に関する検討等	
	出版企画委員会	各種書籍の企画編集等	
教育研究部	研修委員会	各種研修事業の実施等	
	「日本精神保健福祉学会」のあり方に関する検討委員会	「日本精神保健福祉学会」のあり方に関する検討等	新設
国際部	国際委員会	国際ソーシャルワーカー連盟総会及び国際会議への参加、国際問題への対応等	
総務部	組織委員会	支部（地区協会）との連携強化、正会員等の入会促進、組織率の向上等	
	「精神保健福祉士業務指針」提案委員会	「精神保健福祉士業務指針案」の策定等	新設

2) 個別の設置根拠に基づくもの

設置根拠	委員会	活動概要	備考
倫理委員会規程	倫理委員会	構成員の行動規範、懲罰、苦情、不服申立等の対応及び対応システムの検討等	新設
役員選出規則第8条	選挙管理委員会	役員改選に係る選挙管理等	
全国大会運営規程	全国大会運営委員会	全国大会の企画運営	(第42回/愛知県支部、第43回/宮崎県支部)
総会運営規程	総会運営委員会	総会の運営	(第3回通常総会/愛知県支部)

日本精神保健福祉学会規程	学術集会運営委員会	学術集会の企画運営	(第5回／愛知県支部、第6回／宮崎県支部)
	査読委員会（学術集会演題発表原稿査読小委員会、学会誌投稿論文等査読小委員会等）	学術集会における演題発表原稿及び学術誌における投稿論文等の審査等	

3) 収益事業実施のために設置するもの

設置根拠	委員会	活動概要	備考
精神保健福祉士全国統一模擬試験実施規程（策定予定）	全国統一模擬試験実行委員会	精神保健福祉士国家試験の受験予定者を対象とした全国規模による模擬試験の実施等	新設

4) その他

設置根拠	委員会	活動概要	備考
特別委員会の設置運営に関する規程（策定予定）	精神保健福祉士の資格制度のあり方に関する検討委員会	今後の精神保健福祉士の資格制度のあり方に関する検討等	新設

【参考2】2006年度主要会議日程（予定）

会議区分	日 程		開催場所
第3回通常総会	2006年6月9日（金）		名古屋国際会議場（愛知県名古屋市）
第3回代議員会	2007年3月11日（日）		東京都内
通常理事会	第1回	2006年6月8日（木）	
	第2回	2007年3月10日（土）	
臨時理事会	第1回	2006年4月23日（日）	
	第2回	2006年10月14日（土）、15日（日）	
常任理事会	第1回	2006年4月22日（土）	
	第2回	2006年5月13日（土）、14日（日）	
	第3回	2006年7月8日（土）、9日（日）	
	第4回	2006年9月9日（土）、10日（日）	
	第5回	2006年11月11日（土）、12日（日）	
	第6回	2006年12月16日（土）、17日（日）	
	第7回	2007年1月13日（土）、14日（日）	
	第8回	2007年2月17日（土）、18日（日）	

※ブロック単位（8ブロック）での理事及び代議員による会議は別途調整。

2006年度収支予算書（案）

＜総 括 表＞

自：2006年4月1日 至：2007年3月31日

科 目	合 計	一般会計	特別会計
収入の部			
入会金収入			
入会金収入	4,250,000	4,250,000	
会費収入	83,750,000	83,750,000	0
構成員会費収入	83,250,000	83,250,000	
賛助会員会費収入	500,000	500,000	
事業収入	43,890,000	19,750,000	24,140,000
研修事業収入	8,000,000	8,000,000	
大会学会開催収入	8,000,000	8,000,000	
機関誌購読料収入	2,000,000	2,000,000	
広告収入	1,000,000	1,000,000	
書籍販売収入	250,000	250,000	
手数料収入	500,000	500,000	
模擬試験収入	21,840,000		21,840,000
資料販売収入	1,300,000		1,300,000
印税原稿料収入	1,000,000		1,000,000
補助金収入			
補助金収入	1,000	1,000	
助成金収入			
助成金収入	4,800,000	4,800,000	
寄付金収入			
寄付金収入	50,000	50,000	
雑収入	305,000	203,000	102,000
受取利息	5,000	3,000	2,000
雑収入	300,000	200,000	100,000
繰入金収入			
特別会計繰入金収入	3,500,000	3,500,000	
当期収入合計(A)	140,546,000	116,304,000	24,242,000
前期繰越収支差額	38,929,380	34,856,704	4,072,676
収入合計(B)	179,475,380	151,160,704	28,314,676
支出の部			
事業費	98,708,600	84,069,400	14,639,200
給与手当	13,221,000	11,849,000	1,372,000
法定福利費	1,322,100	1,184,900	137,200
福利厚生費	200,000	180,000	20,000
旅費交通費	1,050,000	840,000	210,000
通信運搬費	1,500,000	1,200,000	300,000
什器備品費	750,000	600,000	150,000
印刷製本費	1,125,000	900,000	225,000
家賃	2,025,000	1,620,000	405,000
水道光熱費	225,000	180,000	45,000
消耗品費	900,000	720,000	180,000
リース料	1,350,000	1,080,000	270,000
雑費	375,000	300,000	75,000
権利擁護事業費	3,000,000	3,000,000	
研修事業費	5,000,000	5,000,000	
大会学会準備費	1,000,000	1,000,000	
大会学会開催費	9,000,000	9,000,000	
広報出版費	17,000,000	17,000,000	

普及啓発活動費	3,800,000	3,800,000	
調査研究費	1,000,000	1,000,000	
委員会開催費	5,000,000	5,000,000	
渉外費	1,500,000	1,500,000	
国際活動費	2,000,000	2,000,000	
組織費	3,000,000	3,000,000	
支部活動協力費	7,114,500	7,114,500	
国家試験対策費	200,000	200,000	
補助金事業費	1,000	1,000	
助成金事業費	4,800,000	4,800,000	
模擬試験費	11,250,000		11,250,000
管理費	32,921,960	28,736,548	4,185,412
給与手当	12,219,000	10,395,000	1,824,000
法定福利費	1,221,900	1,039,500	182,400
福利厚生費	90,000	81,000	9,000
旅費交通費	350,000	280,000	70,000
通信運搬費	500,000	400,000	100,000
什器備品費	250,000	200,000	50,000
印刷製本費	375,000	300,000	75,000
家賃	675,000	540,000	135,000
水道光熱費	75,000	60,000	15,000
消耗品費	300,000	240,000	60,000
リース料	450,000	360,000	90,000
保守料	300,000	300,000	
システム費	440,000	440,000	
外注費	3,250,000	3,200,000	50,000
雑費	125,000	100,000	25,000
支払手数料	1,000,000	800,000	200,000
租税公課	60	48	12
理事会開催費	6,300,000	6,300,000	
総会開催費	3,000,000	3,000,000	
選挙管理費	200,000	200,000	
慶弔費	300,000	300,000	
法人税等	1,000,000		1,000,000
消費税等	500,000	200,000	300,000
徴収不能額	1,000	1,000	
敷金・保証金支出			
保証金支出	100,000	100,000	
繰入金支出			
一般会計繰入金支出	3,500,000		3,500,000
引当金支出	6,550,000	5,240,000	1,310,000
退職給与引当金支出	1,750,000	1,400,000	350,000
事務所移転準備引当金支出	4,800,000	3,840,000	960,000
予備費			
予備費	1,000,000	500,000	500,000
当期支出合計(C)	142,780,560	118,645,948	24,134,612
当期収支差額(A)-(C)	△ 2,234,560	△ 2,341,948	107,388
次期繰越収支差額(B)-(C)	36,694,820	32,514,756	4,180,064

<一般会計>

I 収入の部

(単位:円)

区	分	前年度予算額	当年度予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
人会金収入	人会金収入	3,870,000	4,250,000	△ 380,000	@5,000円×850人
会費収入		71,401,000	83,750,000	△ 12,349,000	
	構成員会費収入	71,400,000	83,250,000	△ 11,850,000	@15,000円×5,550人
	賛助会員会費収入	1,000	500,000	△ 499,000	
事業収入		21,450,000	19,750,000	1,700,000	
	研修事業収入	8,000,000	8,000,000	0	
	大会学会開催収入	10,000,000	8,000,000	2,000,000	第42回全国大会・第5回学会参加費等
	機関誌購読料収入	1,900,000	2,000,000	△ 100,000	
	広告収入	800,000	1,000,000	△ 200,000	機関誌・ホームページ広告掲載
	書籍販売収入	250,000	250,000	0	
	手数料収入	500,000	500,000	0	構成員誌挟込等
補助金収入	補助金収入	1,000	1,000	0	
助成金収入	助成金収入	1,000	4,800,000	△ 4,799,000	独立行政法人福祉医療機構
寄付金収入	寄付金収入	100,000	50,000	50,000	
雑収入		203,000	203,000	0	
	受取利息	3,000	3,000	0	
	雑収入	200,000	200,000	0	
繰入金収入	特別会計繰入金収入	3,500,000	3,500,000	0	
当期収入合計(A)		100,526,000	116,304,000	△ 15,778,000	
前期繰越収支差額		34,826,752	34,856,704	△ 29,952	
収入合計(B)		135,352,752	151,160,704	△ 15,807,952	

II 支出の部

(単位:円)

区 分		前年度予算額	当年度予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
事業費		69,899,500	84,069,400	△ 14,169,900	
	給与手当	10,500,000	11,849,000	△ 1,349,000	職員給与等
	法定福利費	1,050,000	1,184,900	△ 134,900	厚生年金、雇用保険等
	福利厚生費	157,500	180,000	△ 22,500	
	旅費交通費	720,000	840,000	△ 120,000	職員移動費等
	通信運搬費	960,000	1,200,000	△ 240,000	電話料金、郵券、宅配便等
	什器備品費	600,000	600,000	0	事務機器等
	印刷製本費	750,000	900,000	△ 150,000	コピー代等
	家賃	1,620,000	1,620,000	0	
	水道光熱費	180,000	180,000	0	電気・水道代
	消耗品費	660,000	720,000	△ 60,000	事務用品等
	リース料	900,000	1,080,000	△ 180,000	コピー機等
	雑費	200,000	300,000	△ 100,000	
	権利擁護事業費	3,500,000	3,000,000	500,000	権利擁護シンポジウム及びケアマネ研修開催費
	研修事業費	4,500,000	5,000,000	△ 500,000	研修開催関係費(ケアマネ研修を除く)
	大会学会準備費	1,000,000	1,000,000	0	第43回全国大会・第6回学会
	大会学会開催費	9,800,000	9,000,000	800,000	第42回全国大会・第5回学会
	広報出版費	16,000,000	17,000,000	△ 1,000,000	機関誌・構成員誌の印刷・発送費等
	普及啓発活動費	1,400,000	3,800,000	△ 2,400,000	案内パンフレット作成費等
	調査研究費	1,500,000	1,000,000	500,000	委員会調査研究関係費
	委員会開催費	4,500,000	5,000,000	△ 500,000	委員会開催関係費
	渉外費	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	国内関係団体費等
	国際活動費	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	IFSW会費、IFSW総会・国際会議出席費等
	組織費	1,000,000	3,000,000	△ 2,000,000	構成員関係資料作成費、ブロック会議開催費等
	支部活動協力費	6,200,000	7,114,500	△ 914,500	@1,500円×4,743人
	国家試験対策費	0	200,000	△ 200,000	<新目>
	補助金事業費	1,000	1,000	0	
	助成金事業費	1,000	4,800,000	△ 4,799,000	「権利マニュアル」作成事業
管理費		24,296,548	28,736,548	△ 4,440,000	
	給与手当	9,780,000	10,395,000	△ 615,000	役職員給与等
	法定福利費	978,000	1,039,500	△ 61,500	厚生年金、雇用保険等
	福利厚生費	67,500	81,000	△ 13,500	
	旅費交通費	290,000	280,000	10,000	役職員移動費等
	通信運搬費	420,000	400,000	20,000	電話料金、郵券、宅配便等
	什器備品費	200,000	200,000	0	事務機器等
	印刷製本費	300,000	300,000	0	コピー代等
	家賃	540,000	540,000	0	
	水道光熱費	60,000	60,000	0	電気・水道代
	消耗品費	220,000	240,000	△ 20,000	事務用品等
	リース料	300,000	360,000	△ 60,000	コピー機等
	保守料	300,000	300,000	0	会員管理システム保守
	システム費	440,000	440,000	0	会員管理システムメンテナンス
	外注費	200,000	3,200,000	△ 3,000,000	新会員管理システム設計費等
	雑費	100,000	100,000	0	
	支払手数料	800,000	800,000	0	公認会計士顧問料等
	租税公課	48	48	0	
	理事会開催費	4,600,000	6,300,000	△ 1,700,000	理事会・常任理事会開催関係費
	総会開催費	3,000,000	3,000,000	0	総会・代議員会開催関係費
	選挙管理費	1,500,000	200,000	1,300,000	選挙管理委員会開催関係費
	慶弔費	0	300,000	△ 300,000	<新目>
	消費税等	200,000	200,000	0	
	徴収不能額	1,000	1,000	0	
敷金・保証金支出					
	保証金支出	100,000	100,000	0	
引当金支出		1,200,000	5,240,000	△ 4,040,000	
	職員退職給与引当金支出	1,200,000	1,400,000	△ 200,000	
	事務所移転準備引当金支出	0	3,840,000	△ 3,840,000	<新目>
予備費					
	予備費	5,000,000	500,000	4,500,000	
当期支出合計(C)		100,496,048	118,645,948	△ 18,149,900	
当期収支差額(A)-(C)		29,952	△ 2,341,948	2,371,900	
次期繰越収支差額(B)-(C)		34,856,704	32,514,756	2,341,948	

＜特別会計＞

I 収入の部

(単位:円)

区 分		前年度予算額	当年度予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
事業収入		22,975,000	24,140,000	△ 1,165,000	
	模擬試験収入	20,475,000	21,840,000	△ 1,365,000	@6,825円×3,200人
	資料販売収入	1,000,000	1,300,000	△ 300,000	模擬試験問題・解答解説集
	印税原稿料収入	1,500,000	1,000,000	500,000	
雑収入		102,000	102,000	0	
	受取利息	2,000	2,000	0	預金利息
	雑収入	100,000	100,000	0	
当期収入合計(A)		23,077,000	24,242,000	△ 1,165,000	
前期繰越収支差額		4,102,688	4,072,676	30,012	
収 入 合 計(B)		27,179,688	28,314,676	△ 1,134,988	

II 支出の部

(単位:円)

区 分		前年度予算額	当年度予算額	差 異	摘 要
大科目	中科目				
事業費		14,236,250	14,639,200	△ 402,950	
	給与手当	1,100,000	1,372,000	△ 272,000	職員給与等
	法定福利費	110,000	137,200	△ 27,200	厚生年金、雇用保険等
	福利厚生費	16,250	20,000	△ 3,750	
	旅費交通費	180,000	210,000	△ 30,000	職員移動費等
	通信運搬費	240,000	300,000	△ 60,000	電話料金、郵券、宅配便等
	什器備品費	150,000	150,000	0	事務機器等
	印刷製本費	225,000	225,000	0	コピー代等
	家賃	405,000	405,000	0	
	水道光熱費	45,000	45,000	0	電気・水道代
	消耗品費	190,000	180,000	10,000	事務用品等
	リース料	250,000	270,000	△ 20,000	コピー機等
	雑費	75,000	75,000	0	
	模擬試験費	11,250,000	11,250,000	0	原稿料、問題・解答解説集印刷・発送費等
管理費		4,070,762	4,185,412	△ 114,650	
	給与手当	1,720,000	1,824,000	△ 104,000	役職員給与等
	法定福利費	172,000	182,400	△ 10,400	厚生年金、雇用保険等
	福利厚生費	8,750	9,000	△ 250	
	旅費交通費	75,000	70,000	5,000	役職員移動費等
	通信運搬費	100,000	100,000	0	電話料金、郵券、宅配便等
	什器備品費	50,000	50,000	0	事務機器等
	印刷製本費	75,000	75,000	0	コピー代等
	家賃	135,000	135,000	0	
	水道光熱費	15,000	15,000	0	電気・水道代
	消耗品費	60,000	60,000	0	事務用品等
	リース料	85,000	90,000	△ 5,000	コピー機等
	外注費	50,000	50,000	0	
	雑費	25,000	25,000	0	
	支払手数料	200,000	200,000	0	公認会計士顧問料等
	租税公課	12	12	0	
	法人税等	1,000,000	1,000,000	0	
	消費税等	300,000	300,000	0	
繰入金支出					
	一般会計繰入金支出	3,500,000	3,500,000	0	
引当金支出		300,000	1,310,000	△ 1,010,000	
	職員退職給与引当金支出	300,000	350,000	△ 50,000	
	事務所移転準備引当金支出	0	960,000	△ 960,000	<新目>
予備費					
	予備費	1,000,000	500,000	500,000	
当期支出合計(C)		23,107,012	24,134,612	△ 1,027,600	
当期収支差額(A)-(C)		△ 30,012	107,388	△ 137,400	
次期繰越収支差額(B)-(C)		4,072,676	4,180,064	△ 107,388	

【第3号議案】「常任理事及び常任理事会に関する規則」の一部改正に関する件

「常任理事及び常任理事会に関する規則」の一部改正について

昨年9月より、常勤役員規程（2005年6月9日制定）に基づき、常務理事を置いているが、定款第36条第1項の規定から、常任理事会の構成対象となる役員ではないため、常務理事が常任理事会に出席することの立場性を明確にするため、「常任理事及び常任理事会に関する規則」の第4条について、次のとおり改正するものとする（第4条第2項）。

また、監事が適宜常任理事会に出席し、財産及び会計の状況又は業務の執行状況を監査することができるよう、次のとおり改正するものとする（第4条第3項）。

現 行	変 更 案
(構 成) 第4条 常任理事会は、定款第36条第1項の規定により、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。	(構 成) 第4条 常任理事会は、定款第36条第1項の規定により、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。 <u>2 常務理事は、常任理事会に出席し、業務の執行状況を報告等しなければならない。</u> <u>3 監事は、常任理事会に出席し、財産及び会計の状況又は業務の執行状況を監査することができる。</u>

【第4号議案】2006年度及び2007年度役員の選任に関する件

※選挙管理委員会より、役員候補者名簿が提出されます。

【参考】2006年度及び2007年度役員の選出に係る選挙管理委員会について

1. 設置根拠（役員選出規則第8条）

（選挙管理委員会）

第8条 役員選出に係る事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 理事会は、構成員の中から選挙管理委員5人を任命し、会長が委嘱する。ただし、理事会は、選挙管理委員として、理事、監事、代議員を任命することができない。

3 委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

4 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会から翌々年の総会までの2年間とする。

5 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

6 選挙管理委員会は、理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。

7 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

8 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえ、各ブロック内代議員及び代議員会に提出する。

9 選挙管理委員会は、理事会による監事の選出並びに代議員会による全国選出理事の選出等を受けて、役員候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

10 その他選挙管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

2. 任 期

2005年6月10日（金）から2007年6月9日（第4回通常総会）までの間

3. 選挙管理委員会（敬称略、五十音順）○…委員長

梅村 仁志（うめむら ひとし）（精神障害者社会復帰施設アーム／愛知県支部）

金成 透（かなり とおる）（富士見台病院／神奈川県支部）

○門田 晋（かどた すすむ）（谷野呉山病院／富山県支部）

塚本 哲司（つかもと てつじ）（埼玉県精神保健福祉センター／埼玉県支部）

福井 淳夫（ふくい あつお）（福井病院／富山県支部）

【第5号議案】 その他

社団法人日本精神保健福祉士協会 定 款

2004 年 6 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、社団法人日本精神保健福祉士協会と称する。

2 本協会の英語による表記は「Japanese Association of Psychiatric Social Workers」と称し、略称を「JAPSW」とする。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区新宿 1 丁目 11 番 4 号 TSK ビル 7 階 B 号に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本協会は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関すること。
- (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関すること。
- (6) 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本協会の会員は、次の 4 種とし、正会員及び準会員（以下「構成員」という。）をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）（以下、この定款において「法」という。）第 28 条の規定により精神保健福祉士の登録を受けた者及び大学等で精神保健福祉士の養成及び研究に従事する者であって、本協会の目的に賛同して入会した者。
- (2) 準会員 本協会設立以前から、精神病院その他の施設において精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う業務に従事する者であって総会が別に定める基準によって入会したもの。
- (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(4) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 構成員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見又は被保佐の宣告を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 法第32条第1項又は同第2項の規定により登録を取り消されたとき。

(5) 法第33条の規定により登録を消除されたとき。

(6) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。

(7) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 構成員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した構成員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上30人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、構成員の中から総会において選任する。

ただし、理事のうち3人以内及び監事のうち1人は、総会の議決を経て、構成員以外の学識経験

者等から選任することができる。

- 2 理事は互選により、会長、副会長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときには、遅延なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任 期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解 任)

第16条 役員は次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した構成員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第18条 本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、総会の議決に基づいて、会長が構成員以外の者の中から委嘱する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて本協会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて、会長が委嘱する。

4 顧問及び相談役は5人以内とし、第15条第1項の規定を準用するものとする。

第4章 総 会

(種 別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、構成員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 構成員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席構成員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、その定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の過程の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から選出する。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「構成員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第35条 本協会に、常任理事5人以上7人以内を置くことができる。

2 常任理事は、理事の互選によって選出する。

3 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

- 4 常任理事については、第 15 条（任期）、第 16 条（解任）、第 17 条第 2 項及び第 3 項（実費弁償等）の規定を準用する。この場合、「理事」とあるのは「常任理事」と読み替えるものとする。

（常任理事会）

第 36 条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、次の場合に開催する。
- （1）会長が必要と認めたとき。
- （2）常任理事の 5 分の 1 以上から招集の請求があったとき。
- 3 常任理事会は、会長が招集する。
- 4 会長は、第 2 項第 2 号により請求があったときは、その日から 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 5 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 常任理事会については、第 32 条第 3 項（通知）、第 33 条（議長）、第 34 条（定足数等）の規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「常任理事会」及び「常任理事」と読み替えるものとする。
- 7 その他常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第 7 章 代議員及び代議員会

（代議員）

第 37 条 本協会に、代議員 60 人以上 80 人以内を置くことができる。

- 2 代議員は、総会において別に定める方法により、構成員の中から選出する。
- 3 代議員は、代議員会を組織し、総会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。
- 4 代議員については、第 15 条（任期）、第 16 条（解任）、第 17 条第 2 項及び第 3 項（実費弁償等）の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

（代議員会）

第 38 条 代議員会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員会は、次の場合に開催する。
- （1）会長又は理事会が必要と認めたとき。
- （2）代議員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 代議員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、第 2 項第 2 号の請求があったときは、その日から 30 日以内に代議員会を招集しなければならない。
- 5 代議員会において議決した事項は、総会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 代議員会については、第 23 条第 3 項（通知）、第 24 条（議長）、第 25 条（定足数）、第 26 条（議決）、第 27 条（書面表決等）、第 28 条（議事録）の規定を準用する。この場合、「総会」及び「構成員」とあるのは、それぞれ「代議員会」及び「代議員」と読み替えるものとする。
- 7 その他代議員会に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第 8 章 支 部 組 織

(支部組織)

第 39 条 本協会は、総会の議決を経て、都道府県を単位として、支部を置くことができる。

2 支部は、当該都道府県の区域内において、本協会の事業計画に基づいて、第 4 条各号に定める事業を行う。

3 支部の運営に関しては、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 学 会

(名称及び目的)

第 40 条 本協会に日本精神保健福祉学会を置くことができる。

2 学会は、精神保健福祉士及び精神保健福祉に関する学術研究並びにこれに関する事業を行う。

(役 員)

第 41 条 学会運営のために学会運営委員長 1 人を置く。

2 学会運営委員長は、理事の互選によって選任する。

(細 則)

第 42 条 この章に定めるもののほか、学会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 10 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 43 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第 44 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 45 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 46 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した構成員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席

した構成員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第49条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した構成員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第50条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第52条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第53条 本協会は解散のときに有する残余財産は、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第12章 事 務 局

(設置等)

第54条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第13章 補 則

(委 任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、2006 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から 2005 年 3 月 31 日までとする。

社団法人日本精神保健福祉士協会

代議員選出規則

2004 年 11 月 28 日制定

施行規則第 6 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）定款第 37 条第 2 項の規定に基づき、本協会の代議員の選出に関して定めることを目的とする。

(配 分)

第 2 条 代議員は、原則として、任期の終了する年度の 4 月 1 日現在における本協会の都道府県毎の構成員（以下「構成員」という。）の数に応じて算出し、構成員の属する本協会支部（以下「支部」という。）毎に配分する。

2 支部毎の代議員の数は、構成員の数が 100 人以下のときは 1 とし、構成員の数が 101 人のときは 1 を加え、以後構成員の数が 100 人を増す毎にこれに 1 を加えた数とする。

3 前項の規定により配分した代議員の総数が定款第 37 条第 1 項に定める定数を超えるときは、次の各号に定める基準により配分する。

(1) 代議員の定数を 80 人とし、すべての支部にそれぞれ 1 人の代議員を配分する。

(2) 定数から前号の規定に基づいて配分した人数を差し引いた残りの人数を、構成員の数に比例して配分する。

4 任期途中の配分の修正については、代議員会が別に定めるところによる。

(選出方法)

第 3 条 支部は、構成員の中から、支部総会の議決を経て、代議員を選出する。

(届 出)

第 4 条 支部が代議員を選出したときは、すみやかに本協会会長に届け出なければならない。

(任 期)

第 5 条 定款第 37 条第 4 項により、代議員の任期を 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続して 3 期（6 年）を超えて選出されることはできない。

(辞 任)

第 6 条 代議員は、本協会理事に立候補するとき、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は、理事立候補届受理日以前に行わなければならない。

(解 任)

第 7 条 定款第 37 条第 4 項により、代議員が次の各号の一に該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その代議員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他代議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(補 欠)

第 8 条 代議員が、第 6 条により辞任したときは、代議員の補欠を行わなければならない。

2 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、代議員の選出に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2004年11月29日から施行する。
- 2 本協会の設立許可日の属する年度に選出する代議員の数は、第2条第1項の規定にかかわらず、本規則が制定された日の前月末日現在の構成員数に応じて算出する。
- 3 本協会の設立許可日の属する年度に選出する代議員は、第3条の規定にかかわらず、支部会員の総意により選出された者とし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、2006年3月31日までとする。

社団法人日本精神保健福祉士協会 代議員及び代議員会に関する規則

2004 年 11 月 28 日制定

施行規則第 7 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）定款第 38 条第 7 項の規定に基づき、本協会の代議員及び代議員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 代 議 員

(定数等)

第 2 条 本協会には、60 人以上 80 人以内の代議員を置く。

2 代議員は、本協会代議員選出規則に定める方法により選出する。

(職 務)

第 3 条 代議員は、定款第 37 条第 3 項に基づき、第 5 条に定める事項を議決する。

第 3 章 代議員会

(構 成)

第 4 条 代議員会は、定款第 38 条第 1 項の規定により、代議員をもって構成する。

2 理事は、代議員会に出席し、審議事項を提案しなければならない。

(権 能)

第 5 条 代議員会は、定款第 37 条第 3 項に規定する「総会から委任された事項」として、次の事項を議決することができる。

(1) 規則の改廃に関する事項

(2) 事業計画及びこれに伴う予算に関する事項

(3) 役員の選任に関する事項

(4) 顧問及び相談役の選任に関する事項

(5) 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める総会議決事項を除き、総会が特に必要と認めた事項

2 定款第 35 条第 3 項に規定する「緊急に処理すべき事項」については、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(開 催)

第 6 条 代議員会は、原則として毎年 1 回開催する。ただし、定款第 38 条第 2 項の規定により開催する場合は、この限りではない。

第 4 章 補 則

(費用弁償)

第 7 条 代議員会を構成する者の費用弁償に関して必要な事項は、本協会役員費用弁償規則の規定に従う。

(報 酬)

第8条 代議員会を構成する者に係る報酬は、これを支給しない。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、本協会の代議員及び代議員会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この規則は、2004年11月29日から施行する。

社団法人日本精神保健福祉士協会

役員選出規則

2004 年 11 月 28 日制定

施行規則第 8 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）定款第 13 条第 1 項に基づき、本協会の役員選出に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第 2 条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(役員の定数)

第 3 条 本協会定款第 12 条第 1 項の規定により、理事の定数は 25 人以上 30 人以内、監事の定数は 2 人とする。

(理事の区分及び定数)

第 4 条 理事の区分及び定数は次のとおりとする。

- (1) ブロック選出理事 15 人以内
- (2) 全国選出理事 10 人以内
- (3) 学識等理事 5 人以内

2 前項第 3 号の理事のうち、3 人以内は構成員以外の学識経験者等から選出することができる。

(理事の立候補)

第 5 条 前条各号の理事のうち、ブロック選出理事及び全国選出理事は立候補制とする。

2 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前において別に定める期間とする。

3 立候補の受付は、郵送によることとし、別に定める必要書類を締切日（当日消印有効）までに事務局に送付する。

4 立候補者は、構成員であることを要件とする。また、立候補にあたり、立候補理由を明記しなければならない。

5 立候補者は、ブロック選出理事及び全国選出理事に重複して立候補できない。

6 立候補にあたり、構成員 3 人の推薦を必要とする。

(1) 推薦者は、推薦理由を明記すること。

(2) 推薦者が推薦できる立候補者は 1 人とする。

(3) 推薦者は、立候補できない。

(役員の選出方法)

第 6 条 ブロック選出理事は、ブロック毎の立候補者の中から、ブロック内の各支部に所属する代議員の合議により選出し、代議員会の承認を受け、総会で選任する。

2 全国選出理事は、立候補者の中から、代議員会において出席代議員の投票により選出し、総会で選任する。なお、投票は、10 人連記により行い、得票数上位 10 人を当選者とする。ただし、10 位が同票数の場合は、決選投票を行う。この場合にさらに同票数の時は、抽選により決定する。また、立候補者が定数どおりである場合は、各候補者選出の承認につき、議決を行う。

3 学識等理事は、理事会において選出し、総会で選任する。

4 監事は、理事会において選出し、総会で選任する。

(ブロックの区分及びブロック選出理事の定数配分方法)

第7条 ブロックの区分は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 北海道ブロック | 北海道 |
| (2) 東北ブロック | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |
| (3) 関東・信越ブロック | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県 |
| (4) 北陸・東海ブロック | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| (5) 近畿ブロック | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| (6) 中国ブロック | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 |
| (7) 四国ブロック | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| (8) 九州・沖縄ブロック | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |

2 ブロック選出理事の定数は、役員改選にあたる前年度の10月1日現在の構成員数に比例して配分する。計算結果に少数点以下の端数を生じたときは、四捨五入する。ただし、上記の計算結果にかかわらず、各ブロックは最低1人の定数を保有するものとし、上記計算の結果理事定数の合計に剰余を生じたときは、四捨五入で繰り上がって複数の定数配分となったブロックのうち、少数点以下が最も少ないブロックの定数を1人減ずるものとする。

(選挙管理委員会)

第8条 役員選出に係る事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 理事会は、構成員の中から選挙管理委員5人を任命し、会長が委嘱する。ただし、理事会は、選挙管理委員として、理事、監事、代議員を任命することができない。
- 3 委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 4 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会から翌々年の総会までの2年間とする。
- 5 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
- 6 選挙管理委員会は、理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 7 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 8 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえ、各ブロック内代議員及び代議員会に提出する。
- 9 選挙管理委員会は、理事会による監事の選出並びに代議員会による全国選出理事の選出等を受けて、役員候補者名簿をととのえ、総会に提出する。
- 10 その他選挙管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(欠員)

第9条 役員に欠員が生じた場合の措置は、別に定める。

(候補者名簿の公示)

第10条 役員候補者の名簿は、本協会の広報媒体を介して、構成員に周知するものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、役員選出に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2004年11月29日から施行し、2006年度及び2007年度の役員選出から適用する。

附 則（2005年9月11日改正）

- 1 この規則は、2005年9月11日から施行する。

社団法人日本精神保健福祉士協会

役職者の互選に関する規程

2005 年 9 月 11 日制定

規程第 23 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）運営補足規則第 2 条第 1 項第 12 号に基づき、本協会定款第 13 条第 2 項に規定する会長及び副会長並びに本協会定款第 35 条第 2 項に規定する常任理事の互選について、公正な方法等の基本的な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「役職者」とは、次の各号をいう。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事

(役職者選考会)

第 3 条 本協会役員選出規則第 6 条により選挙等で理事候補者として確定した者（以下「理事予定者」という。）は、本協会代議員及び代議員会に関する規則第 5 条第 1 項第 3 号により役員の選任を行う代議員会（以下「役員選任代議員会」という。）の開催前に、理事予定者間において次期役職者となるべき者（以下「役職者候補」という。）を選考し内定する会議（以下「役職者選考会」という。）を開催する。

- 2 役職者選考会は、原則として役員選任代議員会の前日に開催する。
- 3 役職者選考会は、会長の命により、事務局長が招集する。
- 4 役職者選考会の議長及び副議長は、役員選出規則第 8 条第 1 項に規定する選挙管理委員会の委員長及び選挙管理委員の互選により選出された者がこれを担う。
- 5 役職者選考会は、理事予定者の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 6 役職者選考会に出席できない理事予定者は、他の理事予定者を代理人として表決を委任しなければならない。
- 7 前項の場合における第 5 項の規定の適用については、その理事予定者は出席したものとみなす。

(役職者候補の選考方法)

第 4 条 理事予定者は、役職者選考会において、次の各号のとおり役職者候補を選考する。

- (1) 会長は、理事予定者による立候補制とし、立候補理由及び本協会の運営について所信表明し、役職者選考会に出席した理事予定者の無記名投票により最多得票者を次期会長候補（以下「会長内定者」という。）とする。ただし、立候補者が 1 人の場合は信任投票を行い、役職者選考会に出席した理事予定者の過半数をもって決する。
- (2) 副会長は、会長内定者が 2 人以内の次期副会長候補を推薦し、理事予定者の承認を得て副会長内定者を決する。
- (3) 常任理事は、会長内定者及び副会長内定者が当面する課題を十分に考慮し、5 人以上 7 人以内の常任理事候補を推薦し、理事予定者の承認を得て常任理事内定者を決する。

2 前項第1号の規定にかかわらず、最多得票者数が理事予定者の過半数に満たない場合は、2位得票者と決選投票を行い、その最多得票者を会長内定者とする。ただし、得票数が同数のときは、議長の決するところとする。

(互選の手続き)

第5条 役員選任代議員会において理事予定者が理事として選任されたときは、直ちに次期理事による会議を開催し、役職者選考会において内定している役職者候補を確認し、役職者を正式決定して、役員選任代議員会に報告しなければならない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役職者の互選に関して必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

1 この規程は、2005年9月12日から施行する。

第2回代議員会 議案書

2006年3月12日（日）

（発 行）社団法人日本精神保健福祉士協会

（所在地）〒160-0022 東京都新宿区新宿1-11-4 TSKビル7F-B

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993 E-mail: office@japsw.or.jp

